

## 学位論文審査報告

### イギリス労働市場の変化とブレア政権の「福祉国家」改革

立命館大学大学院経済学研究科経済学専攻博士課程後期課程 2004年3月 修了

伊藤 大一

学位の種類 博士（経済学）  
授与年月日 2004年3月31日  
学位授与の要件 本学学位規程第18条第1項

#### 〔論文内容の要旨〕

本論文のテーマは「イギリス労働市場の変化とブレア政権の『福祉国家』改革」であり、以下の六つの章から構成される。

第1章（『第3の道』をかかげるブレア政権の『福祉国家』改革）では、サッチャーおよびメージャー政権の負の遺産としての大量の若年失業とアンダークラス層の発生、社会保障支出の肥大化、その解決策を講じるブレアの政策の基本スタンス（ワークフェア型政策）が、ブレアの新しい社会経済システム像（ケインズ主義から新自由主義へ、完全雇用政策から「大量の不安定雇用を含む完全雇用」へ）との関連で論じられる。第2章（「イギリスにおけるアンダークラスの形成」）では、ブレアの雇用のニューディール政策の対象が、通常、社会学上の規定として登場するアンダークラス層であり、それに経済学的な規定を与えることにより、福祉と労働の関係を整理しようとする。第3・4・5章（「労働力需要構造の変化」、「労働力供給構造の変化」、「経済的非活動者およびワークレス世帯の動向」）は、そのようなワークフェア型政策が登場する経済的な、とくに労働市場の背景分析を行なっている。3章はおもに産業視点からの労働力の需要構造の分析を、4章は主に技能視点からの労働力需要構造と労働力供給構造との関係の分析を、5章は労働力と非労働力との境界の分析を行なっている。第6章（「ブレア政権の若年雇用政策の展開」）では雇用のニューディール政策が、それを補完する政策をも含めて、その政策体系の内容と手法上の特徴、その経済的な意味を中心として論じられる。次に、以下の三点に関してその骨子を示す。それは、(1)この論文の問題意識と課題設定、この論文の中心的な内容をなす(2)労働市場分析と(3)政策研究、これら三点である。

#### 〔問題意識と課題設定〕

- (1) ブレアの政策認識の基調は「依存の文化」から「自立の文化」への転換にある。経済学的には、ブレアの政策の最大の含意はグローバル競争下での、「社会保障コスト」と「労働コスト」および「社会コスト」（犯罪などの防止コストなど）の軽減にある。そのための政策手法の特徴は、一つは政策の総合的な展開にある。経済政策、労働政策、社会保障政策、教育政策、地域政策などの諸政策を動員し、それらの政策目標を統合するとともに、政策手法の関連性を強めることである。第二には、それら総合化された政策のなかで、中核政策として戦略的位置を占めるのは、「依存の文化」の経済制度的基礎としての社会保障と「自立の文化」

の象徴としての労働の世界、この両者の掛け橋としての役割を担う work fare, welfare to work である。このような基本認識のもとで、本論文は、ブレアの雇用のニューディール政策の、社会経済システム転換のための旗手として込められた意味の解明、その登場の経済的・社会的背景の分析、政策の目標・内容・手法の特徴の折出および政策効果の評価を行なおうとするものである。

- (2) 雇用のニューディール政策に関して、その政策対象の明確化、政策手法の選択、政策の目的合理性、諸政策間の整合性とその調整などの政策研究を行なうためには、その背景となる労働経済とりわけ労働市場の構造的な特質とその変容の的確な分析が欠かせない。本論文の特筆すべきは労働市場分析における新しい視点と方法が提示されていること、およびその分析結果が以下に見るように、体系的であり、説得的なことである。その分析の基本視点の一つは、今日のイギリス労働市場の構造的な特徴を、基本的にはオイルショック以降、とりわけサッチャー政権登場以降の、労働市場の中・長期的変化の軌道の中で捉え、合わせて90年代後半のブレア政権の新展開によって生じた調整変動の過程の中で捉え直すことにある。そのことによって、ブレア政策の基本性格を、中・長期的にはサッチャー政策との連続性において、短期的にはそれとの非連続をも含むものとして把握することができる。その分析の基本視点の第2は技能を軸とした労働市場の構造分析である。

#### 【労働市場分析】

- (1) 労働力の市場構造分析においては、まず産業構造視点からの製造業の衰退とサービス業の拡大を背景とした製造業のブルーカラー労働者の減少とサービス業における不安定雇用の拡大、職種視点からは中技能職種の減少、高技能職種と低技能職種への二極化の進展、ジェンダーの視点からは男性の就業率の低下と女性の就業率の上昇（「就業代替効果」）などが明らかにされる。しかもこの「就業代替」は製造業におけるフルタイム男子労働の減少とサービス業を中心とするパートタイム女子労働の拡大という形態をとってすすめられる。地域視点では、北部の雇用の停滞・高い失業率、南部の雇用の拡大・低い失業率という雇用の「南北格差」が認識される。
- (2) これら需要構造分析を技能視点を基軸に総合して、北部製造業男子労働者を中心とした低技能・中位賃金の雇用機会の大幅な減少、そこでの失業の増大と失業の世代間継承、南部における「ビジネス・サービス業」を中心とした高技能・高賃金職種の拡大と流通業や「その他サービス」を中心とする女性パート等不安定雇用形態での新たな低賃金・低技能の職種の拡大が明らかにされる。
- (3) 労働力供給構造に関しては、サッチャー政権下の1988年「教育改革法」に基づく一連の改革、価値多元主義型教育から統一カリキュラムの作成・統一テストの実施や学校ランキングの設定と成績不良校の予算統制による廃校化などの初等中等教育制度の改革やメジャー政権による1992年のポリテクニクの大学への昇格などの高等教育改革によって、全体としての進学率の上昇・高学歴構造化の進展、また、それとリンクして技能構造の上位シフトが見られた。さらに、供給総量に関しては、女性の労働力率の上昇と男性の労働力率の低下が相殺し、安定した水準で推移している。
- (4) 労働力の需要構造の高技能と低技能への二極分化と供給構造の全体としての技能・資格の

上方シフトは「資格インフレ」「資格シフト」をもたらすことになった。つまり、上位技能保持者が実際にはそれより下位の技能資格の職につくのである。NVQ4以上については需給はほぼ均衡しているが、NVQ3、およびNVQ2ではいずれも相当の需要不足となり、NVQ3の資格取得者の少なくない人たちが実際にはNVQ2の職についている。そしてNVQ2の資格取得者がNVQ1の職に、NVQ1の資格取得者が無資格レベルの職についている。したがって低技能者や無資格者は職業機会を剥奪され、ある者は失業者となり、また他の者は長期の失業を経て経済的非活動者となる経路が生まれる。

- (5) この経済的インアクティブ層は、障害者、学生、専業主婦、退職者など本来の経済的インアクティブを除けば、おもに長期失業を経て、求職活動を断念し、この層に移行した者と学校をドロップ・アウトした層、あるいは義務教育を卒業したが一度も就業経験のない者から構成される。高い技能レベルを含めて、すべての技能レベルにおいて、一定数の経済的インアクティブがいるとはいえ、NVQ1ないし無資格層がその中心をなす。この層が若年男子を中心に近年、急速に拡大し、そのことが統計的には失業率を安定させる上で少なくない効果をあげている。しかし、このような統計上の処理とは別に、実際にはこれらの少なくない部分が潜在失業あるいは縁辺労働力であり、「事実上の失業者」として労働市場に供給圧力を加え、労働市場の下層の賃金に抑制的な作用を及ぼしていることは明白である。著者は、この経済的インアクティブの約2割が、比較的短期に労働力と非労働力を流動する層であり、より縁辺労働者性が強く、その他の固定層と区別されることを明らかにするとともに、その流動層についても「非労働力→就業者」への直接的な移動をする型と「非労働力→失業→労働力」の迂回的な移動をする型など、いくつかの典型的な流動パターンを検出し、そのパターンの違いによって市場への圧力の程度が違うという重要な分析結果を引き出している。なお近年、流動層の割合が漸次、低下し、固定層のそれが上昇していること、流動層の中でも直接的な移動パターンが漸次減り、迂回的な移動パターンが増えていることなどの事実発見もニューディール政策の背景分析にとってはきわめて重要である。

#### 【政策研究】

上述の(4)で見た「玉突き現象」の結果として、低技能の若年男子を中心として、失業者と経済的インアクティブとくに固定層が拡大し、それに伴う社会保障負担が増大している。その負担の増大を緩和するため、彼らの就労者としての「自立化」を促すとともに、ニューディールへの参加を拒否する者を社会保障の対象から除外ないし、その給付を制限することが雇用ニューディール政策の性格を良く物語っている。著者は、この政策の基本的な性格を判断できる事実として、次のような点に注目している。最初4カ月のゲートウェイ期間の主要な提供サービスが、本人の職業希望や職業適性に合わせた職業指導ではなく、たとえ不安定就労であったとしてもなにより実際に働くことが重要であることを認識させ、そのように説得するための職業ガイダンス・カウンセリングが重視されること、また、職業訓練といっても、「読み、書き、計算」などの基本的リテラシーとニューメラシーの習得が中心であること、オプション過程でも本格的な職業教育は回避され、労働の内容の如何は問わず、なによりも労働経験が重視されることが指摘されている。職業カウンセリングは、若年失業者対策の今日的に有効な一般的な手法として、ヨーロッパ委員会でも重視されているが、その場合は職業や労働の意義を教え、本人の職業希望と適性を踏まえ

て、あくまで本人の自発性を涵養することが主眼とされているが、イギリスの雇用のニューディールはこの点で明らかに異なるというのが著者の分析である。

このニューディール政策実施の結果について、著者はこれによって短期間で就労機会を得るのは、比較的に上澄みである2割（短期失業者と上述(5)の流動的なインアクティブが中心）であり、長期的失業者や固定的なインアクティブ層の多くは救済されることは少ないと指摘している。また、たとえ就労できたとしても、不安定就労であって、短期に就労と失業を繰り返すことになる。わずか13週間の雇用創出効果にすぎないことは政策当局者も認めるところである。

このような若年失業やインアクティブを不安定就労に誘導しようというニューディールの基本性格と目的は、全国一律最低賃金制度の創設や「就労家族タックス・クレジット」の導入など他の政策によって、補完されている。とくに、最低賃金制の機能については、まず第一に、それが市場の需給状況によって上昇圧力をうけているパートタイマーなどの市場賃金を比較的に低位な水準に安定させつつ、またフルタイマーのパートタイマーへの代替をも促進し、パートタイマーの供給力を高める効果を持つことが指摘される。そのことは最低賃金の相対水準（平均賃金に対する最低賃金水準）の低さ（30数%）によって担保されている。したがって、当初、最低賃金の導入反対ないし慎重論者によって懸念されていた導入による雇用の削減・喪失効果の発生は杞憂に終わっている。

著者は、この最低賃金制度の導入の意味に関わって、さらに重要な指摘を行なっている。この導入が稼働者の所得の最低基準（労働基準）を明確に定めることになり、非稼働者の所得の最低基準（厚生基準）をその合理的な枠内に設定する根拠が与えられ、社会保障の最低基準が下方圧力をうけることになる。これによって、市場底辺賃金よりも相対的に高かったがゆえに社会保障に安住していた層を就労の世界に誘導する効果が期待されるのである。

また、「就労家族タックス・クレジット」の導入は、とくに近年増加傾向にあるワークレス・ファミリーやシングル・マザー、そこでのニュー・プアーの問題、児童貧困の拡大に対して、就労に対する所得控除の拡大を通じて、それらの就労促進を図ること、とりわけ不安定就労へ誘導することを目指したものであり、保障負担を軽減することが企図されている。

これらの一連の不安定就労への誘導政策は、使用者が社会保険料を負担しなければならないパート賃金の上限の引き上げという政策対応とも整合性をもつ。これはグローバル化の進展のもとで、「産業負担」の軽減を強く求めている産業の要請に符合するものである。また、この措置は、フルタイマーのパートタイマーへの代替をいっそう促進し、産業の人件費負担をさらに軽減させることになる。

さらに、失業者や経済的非活動層を不安定雇用に誘導する政策は、社会学者が強調するアンダークラス論や「社会的排除から社会的包摂」へという議論との関連においては社会的な犯罪の増加、薬物中毒、ホームレス問題などに対する社会的コストを軽減させる効果にも繋がる。

#### 〔論文審査の結果の要旨〕

審査委員会は合わせて3回開催された。第1回（6月22日、17時から18時）において、審査体制（主査 横山政敏、副査 角田修一、佐藤卓利）を決定し、審査の基本方針とスケジュールを確認した。第2回（7月2日、16時30分から18時間15分）、第3回（7月12日、9時30分から10時40分）におい

て、論文の実質審査を行なった。さらに7月20日（13時から14時30分、参加者は経済学部教員6名、経済学研究科後期課程院生4名）には公聴会が開催された。それらで出された主な論点は次の三点である。1）テーマ「……と『福祉国家』改革」と内容の整合性、2）5章の位置付け、およびアンダークラスと経済的非活動層との関係、3）ロンドンを中心にして、高技能職種の雇用機会が「ビジネス・サービス業」で急拡大している背景としてのグローバル都市ロンドンの機能分析の必要性などであった。これらについての審査委員会の認識は以下である。

1）については、この論文は福祉国家論や福祉国家の危機論そのものを研究するものではない。しかし、その分析は単なる労働市場分析ではなく、ブレア政権の政策の基本認識が、福祉国家改革の、福祉国家の危機対応の一つの焦点である福祉と労働の関係性の見直しにあり、福祉レジームシフトという新しい視座のもとに、ワークフェアを展開させていることに著者が着眼していることの意味と意義を確認した。2）に関しては、統計学的把握という面で見れば、5章の経済的非活動層の分析は2章のアンダークラス論と親和性を持たないわけではない。しかし、ここでは構造論的視点から、需要構造と供給構造とのギャップ、資格インフレから発生する構造問題としていわゆる「経済的非活動者」の発生過程とその動態が分析されているのであり、それはあくまで3章・4章と連動した労働市場分析の一環であること、しかも、これらの層が福祉と労働の狭間に位置し、少なくない部分が両者を行き来するのであり、この関係の整理がブレア政策の眼目にある。この意味でこの層の分析は福祉研究と労働研究の結節点として、本論文において枢要の位置を占めている。3）については、ロンドンにおけるビジネス・サービス業の急展開、そこで高技能・高賃金労働者を中心とした雇用割合の急拡大、およびそれとは対照的な金融業従事者の雇用割合の低下の背景分析については、たんなるアウトソーシングの展開としてのみ、説明されるのではなく、シティを抱えるグローバルシティであるロンドンの位置と役割をも踏まえた分析が今後、求められることになる。

最後に、審査委員会において確認されたこの論文の評価すべき点のいくつかを指摘しておく。

- 1）サッチャー以降のイギリスの労働市場構造の特質と近年における構造的な変化の特徴を技能視点、産業・職種視点、地域の視点、性別の視点と年齢の視点を横軸に、フルタイム、パートタイム、短期失業者、長期失業者、流動的インアクティブ、固定的インアクティブなど労働者・失業者・事実上の失業者・福祉対象者の諸層を縦軸に据え、技能をキー・コンセプトに労働力の需給構造とその動態を把握しようとする意欲的試みである。しかも、そのことによって、労働市場と福祉の構造を統一的に捉える視座を提示している。このような総合的な視点からのイギリス労働市場の分析は日本はもとよりイギリスにおいてもあまり見受けられない。この点は高く評価される。
- 2）ブレア政権の社会・労働政策を、ニューディール政策を基軸に、それを補完する最低賃金政策、「就労家族タックス・クレジッド」、またその周辺に配置される教育政策などとの濃密な関連を有した一つの政策体系として捉えている。それは1980年代にOECDによって提起されたいわゆる「総合社会政策」の一種ともいえるが、その新しさは政策目的の複合性と政策手法の新規性にある。それはその政策が重点的に対象としようとする層のもつ基本的な性格と特徴に規定されている。

たとえば、職業紹介におけるガイダンス・カウンセリングの重視、労働経験の強調、基本ス

キル（読み・書き・計算）習得への重点化などは労働意欲や労働倫理が弛緩し、さらに労働の基本技能の欠如した若年失業者やインアクティブに潜在化した実質的な失業者を、不安定雇用形態での就業機会にマッチングさせるための特有な政策であり、それが、今日、ハイレベルなエンプロイアビリティを育成するための大学院政策の新展開とともに、イギリスの最重要な社会・労働政策の一つを構成する。その政策は社会保障負担の軽減という社会保障財政政策、不安定雇用の創出という雇用効果、犯罪・薬物中毒・ホームレスなどの社会病理への対応など、総合的な含意が込められている。「社会的排除から社会的包摂」というブレア政権の一大政策スローガンはこのことを端的に表現している。本論文は以上のような政策目的の総合性・手法の新規性を、政策研究として明らかにするとともに、その政策の実施がもたらした結果について、ブレアの政策目的に照らして、その効果と限界を事実在即して明らかにしている。

- 3) 本論文は、学際領域にまたがる数多くの文献、とくにイギリスの労働市場分析に関する重要な文献や資料、労働と福祉の関連に関する理論・歴史・政策の基本文献やデータを丹念に読み込み、また自らデータを積極的に加工し、オリジナルな研究の展開に結びつけている。著者は5年に及びこのテーマを一貫して、追求し、計画的かつ着実に成果を積み上げて来た。この間、2回現地（ロンドン）を訪れ、おのおの約1カ月間滞在し、ブリティッシュ・ライブラリー、ロンドン大学図書館、LSE ライブラリーを中心に、文献検索や資料収集をするとともに、リッチモンドなどの雇用センターやロウペイ・ユニットへの聞き取りなども精力的に行ない、生の資料の収集にも大変熱心であった。そのような真摯な研究姿勢と高い研究能力の成果がこの論文に凝縮されている。なお、これらの研究の成果は既に、2回にわたり社会政策学会においても公表され（2002年社会政策学会関西部会、2004年社会政策学会全国大会）、日本のフリーター問題との関連をも含めて、少なくない関心と呼んだことを記しておく。

以上を総合して、審査委員会は、公聴会での討議状況をも踏まえたうえで、この論文を博士課程博士論文に十分に値するものと判断した。

#### 〔試験または学力確認の結果の要旨〕

本論文申請者は本学学位規程第18条第1項該当者であり、第25条第1項に基づき学力の確認は免除したが、審査委員会は公聴会での質疑応答を通じて、本学大学院博士課程後期課程修了者として十分な基礎学力を有していると判断した。さらに著者は経済学の理論・歴史・政策に関する学習、とくに労働経済の学習・研究に関しては長年にわたって研鑽しており、その蓄積と力量は十分であると判断できる。そのことは本論文の水準および参考文献の量と質によっても伺い知ることができる。著者は社会政策研究者として常日頃、各種の調査研究に参加しており、調査研究の経験、習熟においても十分である。また、著者は日常的に多数の英語文献を駆使した研究をしており、また、数回、イギリスでヒヤリング調査を自ら実施しており、十分な英語力を有すると判断し、外国語試験の実施を免除する。

以上により、申請者に対して、博士（経済学 立命館大学）の学位を授与することが適当と判断する。

審査委員会	主査	立命館大学経済学部教授	横山	政敏
	委員	立命館大学経済学部教授	角田	修一
	委員	立命館大学経済学部教授	佐藤	卓利

## 中国都市の住宅問題と制度改革

立命館大学大学院経済学研究科経済学専攻博士課程後期課程 2004年3月 修了  
余 勁

学位の種類 博士（経済学）  
授与年月日 2004年3月31日  
学位授与の要件 本学学位規程第18条第1項

### 〔論文内容の要旨〕

本論文は1950年以降今日までの中国における都市住宅問題の展開と制度改革について、時期区分の上、広範な資料・統計に基づき、深刻な住宅問題の実態とその背景、問題解決のために実施された制度改革の具体的内容とその成果を論じたものである。

まず序章「課題と研究方法」において、国内外の先行研究をふまえた上で、中国都市住宅問題の全体像を把握するとともに、その過程で実施された政府の施策とその成果を分析すること、ならびに、中国の改革開放政策進展過程で出された、住宅供給において都市住民と「単位」(Work Unit) の関係を切断するという世界銀行の提案がなぜ実施されなかったのかを、現実の住宅問題解決過程を把握する中で考察すること、などの課題が提起されている。そして、分析対象である都市の定義と範囲を明確に規定した上で、単位など中国独自の構造や政府が住宅問題解決において果たした役割を明らかにすること、区分された各時期における問題や政策の先行時期との連続性と断絶性について留意することなどの論文の方法が述べられている。

第1章「改革・開放以前の都市住宅問題」は、中国革命直後の1950年から1978年の改革・開放政策転換までの時期を研究対象とし、とくに、社会主義計画経済システムの形成期である1950年代を重点的に論じている。革命以前の貧困な都市住宅環境が継続する中で実施された政府機関・軍隊による大量の住宅没収などを背景に各都市で「房荒」(住宅飢餓)が発生したこと、問題緩和のために、公私合営不動産会社の設立や、「自建公助」や「公建民助」などさまざまな形態による個人住宅建設奨励がなされたものの、都市人口の急速な増大の中で、1人当たり平均居住面積は1950年の5.8m<sup>2</sup>から59年には3.1m<sup>2</sup>にまで低下したこと、それはまた、官民ならびに職種別、中央と地方などの格差を伴っていたことなど、深刻な住宅問題の実態が、近年刊行された档案資料ならびに地方誌などを駆使して明らかにされている。そして、50年代半ば以降の社会主義改造＝私有住宅の国有化や住宅建設市場の閉鎖などによる民間住宅投資消滅(住宅所有の単一化)と工業化を最優先とする政府の住宅投資不足が、住宅問題悪化の背景にあり、そうした構造は1960年代以降も基本的に継続するとともに、政治経済の混乱下において住宅没収や軍隊等による占拠など個人の権利侵害という問題も加わったことが論じられている。

第2章「改革・開放始動期の都市住宅問題と制度改革」は、1979年から1988年を対象にして、今日の中国経済の高成長への転機となった改革開放政策が始動された時期の住宅問題の実態と変化、それを導いた制度改革の内容と特徴を明らかにしている。1985年に実施された中国最初の都

市住宅センサスの結果等を用いて改革開放政策への転換期の住宅問題の深刻さがより全面的に明らかにされるとともに、問題解決のための政策展開と、その結果としての住宅投資の拡大や、1人当たりの住宅面積の拡大などの改善が示されている。政策転換の重要な内容は住宅建設決定権の下放であり、その結果、単位が住宅建設の主役となるとともに、政府の容認政策の下で個人住宅建設も復活している。ただし、城市と県鎮では改革の展開内容に相違があり、前者では単位が主な供給主体となり、いわば漸進的改革が進行したのに対して、後者では個人を中心とした急進的改革がなされたこと、また、改革内容の点では新規の住宅建設など「増量改革」が中心であり、既存住宅の個人への売却や家賃の引き上げなど「存量(ストック)改革」は先延ばしされていることなどの特徴が指摘されている。そして、住宅建設・分配システムへの市場経済原理導入における政府(商品供給者への自らの機能・組織の編成替え、取引市場など市場が機能しうる条件の整備など)や単位の役割(商品住宅購入や、いわばセーフティネット提供による改革コスト負担)の役割が強調されている。

第3章「改革・開放展開期の都市住宅問題と制度改革——1990年代住宅政策金融の展開とその役割を中心に——」では、6・4事件に象徴される1980年代末の政治経済変動を経て、90年代に本格的に進展した新たな都市住宅制度改革について、住宅政策金融を中心に論じるとともに、住宅問題の推移を明らかにしている。80年代の改革開放政策の一環として、住宅金融が復活していたものの、商業金融原則の制約下で、その運用は不動産開発会社による商品住宅建設資金、ならびに単位による住宅建設・購入資金に限られ、個人貸付は極めてわずかな比率しか占めなかった。他方で、住宅問題は改善傾向にあるものの、1991年段階の住宅難世帯(1人当たり居住面積4m<sup>2</sup>以下)は約12%を占めるとともに、大量の危険住宅が存在していた。不動産開発会社による商品住宅建設は進展していたものの、同時に大量の売れ残りが発生していた。こうした状況下で、1991年の上海市を嚆矢として個人住宅積立金制度が政府主導で設立され、地方政府住宅基金ならびに単位住宅基金と合わせて、住宅政策金融が創設されるとともに、1994年の人民銀行規定等によって制度整備が進められた。これらの政策金融制度の内容と地域ごとの差異、政策金融と商業金融との相違が具体的に明らかにされるとともに、政策金融の導入・整備が商業金融を含む住宅金融全体の拡大をもたらし、個人による住宅購入を可能にしたこと、また、政府による経済住宅(低所得者用住宅)建設の資金源となり、住宅問題改善に大きく寄与していたことが明らかにされている。そして、このような住宅政策金融の導入によって、従来の住宅資金構造が最終的に変化し、市場経済下の住宅資金循環構造が形成されたことが述べられている。

終章では以上の各章の内容が要約されるとともに、各章における分析を貫く、先行時期との連続性と断絶性、所有の単一化と多様性復活、市場の発展における政府の役割と政府、単位、個人が住宅問題解決と制度改革に果たした役割、という3つの視点に基づいて、論文全体の内容がまとめられている。

#### 〔論文審査の結果の要旨〕

本論文は以下の諸点において、極めて優れた達成を示しており、高い学術的意義を有している。

まず、第一に、複雑で現在も変化している中国都市部の住宅問題と制度改革の課題について時期毎に、そして要因・要素ごとに整理・分析していることである。周知のように、中国の住宅経済は現在も低迷と過熱を繰り返しており、所有制などを含めて多くの問題が山積みであり、抜本

的な解決方策がまだ見出されていないのが現状である。こうした状況の中で、住宅問題と制度改革を分析するためには、相当明確な問題意識と分析のフレームワークを持つことが必要である。本論文は、このような複雑な課題に真正面から取り組み、明瞭にまとめており、高い評価に値する。

第二に、現在刊行されている地方誌、統計データ、年鑑などの資料を精力的に収集整理して過去半世紀あまりの中国都市部における住宅問題と制度改革を系統的にまとめていることである。中国の都市住宅問題は極めて深刻であり、また中国経済の構造変革や発展にとって重要な意味を持っているにもかかわらず、従来の研究はいくつかの時期に関して部分的研究がなされるにとどまっていた。本論文は、問題の出発点である1950年代から今日までの中国の都市住宅問題と制度改革を、統一的に明らかにしており大きな意義を持っている。

第三に、分析において、独自の厳密な定義や方法がとられていることである。都市人口の独自の推計や、都市をさらに城市と県鎮に分けての分析等がなされている。その結果として、城市と県鎮での改革手法（漸進改革と急進改革）の相違など、より厳密な政策評価が達成されている。また、各種年鑑などの基本統計を独自に加工、集計することによって、都市人口1人当たり居住面積や建築面積の経年比較を可能にしており、住宅金融データ、住宅投資に関する数値等についても同様である。

第四に、従来ともすれば改革に対する否定的役割が強調されてきた「単位」が、住宅制度改革や住宅問題改善に積極的役割を果たしていることを明らかにし、単位や政府など中国独自の構造の意義を具体的に指摘している。中国経済分析や社会主義計画経済から市場経済への移行過程研究、市場経済発展における政府の役割の研究等に少なくない貢献をしている。

第五に、中国経済研究のこれまでの成果である、漸進的経済改革論や、「増量改革」と「存在量改革」概念を吸収し、住宅制度改革に適用するとともに、その内容の豊富化を実現している。また、住宅をめぐる資金の流れを図示するなど独自の総括がなされている。

90年代住宅政策金融の実態についてのより詳しい数値を入手して、政策金融の役割についての論文の主張をより強固にすることなど、実証面でいくつかの課題が残されているものの、中国の経済発展と都市住民生活にとって極めて重要な住宅問題について上記のような成果を収めた本論文の学術的価値は大きい。以上の審査内容を総合的に検討し、審査委員会は本論文が博士（経済学 立命館大学）の学位にふさわしいものと判断する。

#### 〔試験または学力確認の結果の要旨〕

2004年7月19日公聴会を開催した。多数の参加者の中での報告ならびに質疑応答は的確であり、論文内容、及び今後の研究の具体的展開方向が確認できた。なお、学位請求者は本年3月博士後期課程満期退学者であり、第25条第1項に基づき学力確認に関わる試験を免除した。

以上より、本学位請求者は本学学位規定第18条第1項により、博士（経済学 立命館大学）の学位を授与するにふさわしい者であると認める。

審査委員会	主査	立命館大学経済学部教授	松野 周治
	委員	立命館大学経済学部教授	鄭 小平
	委員	立命館大学経済学部教授	金丸 裕一

## 中国の「社会主義市場経済システム」

——上場企業からの考察——

立命館大学大学院経済学研究科経済学専攻博士課程後期課程 2005年3月 修了

徐 涛

学位の種類 博士（経済学）  
授与年月日 2005年3月31日  
学位授与の要件 本学学位規程第18条第1項

## 〔論文内容の要旨〕

論文は、6つの章に序と結びを加えて構成され、1980年代から始まった国有企業の株式社会化に注目し、株式会社制度構築の過程と成立した国有株式会社の経営実態を通じて中国の「社会主義市場経済システム」の現状とその問題点、今後の展望を考察したものである。

序『社会主義市場経済システム』分析の課題と方法』では、改革開放政策実施以降現在までの国有企業の経営状態について、各種公表統計を総合して独自に作成した図表をもとに概観するとともに、現在の中国の経済システムとして中国共産党並びに中国政府が定式化している「社会主義市場経済システム」に関する研究者の代表的見解が検討されている。その上で、近年入手可能となった国有企業の経営に関するデータをもとに、同システムの実態分析を行うことの研究史上の意義が確認されている。

第1章と第2章では、社会主義理念が経済改革の過程で変容される歴史を振り返り、「公有制維持」と「共産党の一党支配」が株式会社化の中でどのように実現されているのかが、先行研究、並びに『中華人民共和国国務院公報』や各種年鑑などの基礎資料をもとに考察されている。

第1章「株式会社化の試行と株式会社制度の構築」では、株式会社制度の「実験」と構築の過程が論じられ、社会主義理念の変容、さらには株式会社制度の目標モデルに社会主義理念が如何に融合されたのかが考察されている。株式会社制度構築の最初の段階では「労働者が主人公」の理念の下で、従業員株依存・従業員優遇の株式会社制度が試行された。しかし、大型国有企業に株式会社制度を導入する段階では、株式市場が整備され、株式発行の主要対象は、従業員から個人投資家に変化した。それに応じて、社会主義を維持するために、「公有制の維持」と「共産党のリーダーシップ」が前面に打ち出されるとともに、国有資産管理体制が確立され、株式の所有制別分断、会社制導入の優先順位、国家株の流通制限などの手段で公有制地位の維持、そして企業内党組織の活動の復活が図られたことが明らかにされている。

第2章「株式会社制度の本格的導入」では1994年以降の国有企業における株式会社制度の本格的実施過程が論じられている。国家による最終的な所有の一本化が貫かれたが、膨大な国有資産を管理・経営するために集团公司による授権経営・授権投資が採用された。また、共産党の政治基盤の強化のために共産党組織責任者と企業経営トップの兼任が明文化され、企業の経営トップが政治権力のトップを兼ねるようになった。その結果、経営者支配が形成され、経営者に対して

事実上の所有権移譲が行われたことが論じられている。

第3章「中国の株式会社の特徴——上場企業のケース——」では、上海証券取引所上場企業151社の公開データ（有価証券報告書、各種公告、目論見書など）を基礎に、第2章で把握した中国国有支配株式会社の特徴、すなわち国家による最終的な所有による資本支配（株式譲渡等による「漸進的私有化」により若干低下しているものの株式の4割以上が国有株であり、経営の要である董事長の約8割が親会社の出身者）、共産党組織責任者と経営トップの関係（上場国有企業の董事長と監事長のそれぞれ三分の一以上が党組織出身者）、筆頭株主持株比率の高さ（国有企業で45%以上）などを明らかにしている。そして、親会社の株式所有を利用して上場企業の経営者が会社の意思決定を支配する構造、経営者への「事実上の所有権」（de facto ownership）の配分が数値に基づいて確認されている。

続く第4章から第6章では企業レベルでの「社会主義市場経済システム」の特徴と企業業績の関係がモデル分析を通じて実証されている。その際、企業は、資産の所有者、経営者、労働者からなる契約の束として把握され、国有企業の株式会社化に伴う所有権の変化は経営者への残余コントロール権と残余請求権の配分として捉えられている。

第4章『「事実上の私有化」——経営者への『事実上の所有権』の配分——』では2000年の上場国有企業437社のデータを用いて、現段階の国有企業株式会社化においてなされている経営者への事実上の所有権配分にはどのような特徴があるのか、所有権の配分は実際に企業業績の向上に効果を上げているのかが実証されている。筆頭株主の持株比率、総経理と董事長の兼任、企業内党組織責任者または従業員代表と役員との兼任、経営陣の持株比率、経営者年報酬などを、経営者の残余コントロール権及び残余請求権の代理変数として用いて、国有株式制企業の業績との関係が考察されている。その結果、経営者に対する事実上の所有権配分がもつ企業業績向上へのプラス効果が実証的に確認されている。そして、現段階において国有支配企業経営者へのこれらの権限の配分がまだ不十分であり、国有企業改革を成功させるために、まず産業規制を緩和し、経営者に対する経営自主権の委譲と持株制度及び業績連動型の報酬制度を実施すべきであることが述べられている。

第5章「経営者交替における国有と民営企業の比較分析」では1998年から2002年までの上場企業170社の経営者交替における国有支配企業と民営企業の相違を①企業業績が経営者交替に影響を与えるのか、②経営者交替によって企業業績が向上できるのか、の二つの設問に沿って検証している。その結果、①上場国有企業では赤字決算の発生に応じて経営者の交替が行われているが、交替発生に対する業績低下の影響力が低いこと、その一方、民営企業では赤字決算に敏感に対応して経営者の交替が実施されていることが明らかにされている。また、②民営企業の場合、経営者の非日常的交替は比較的長期間、企業業績を大幅に好転させる効果がある。しかし上場国有企業の場合、その効果が小幅で短期的であり、中長期的に企業業績が経営者交替前の業績水準に落ち込む。以上の実証結果を受けて、国有支配企業において経営者の解任メカニズムを構築する緊急の必要性が強く主張されるとともに、事実上の私有化の限界が指摘され、法的私有化の必要性が論じられている。

第6章『「社会主義市場経済システム」の行方——党・所有制の実証研究——』では上場企業148社の1998年から2002年までのパネルデータを用い、党組織の経営参加、国家所有、特定業種

に対する国有企業の支配及び経営者への事実上の所有権配分が企業業績に与える影響が総合的に検証されるとともに、それを踏まえて「社会主義市場経済システム」の経済効果が論じられている。その結果、競争的業種における党関与型国有企業の企業業績が、党弱体型国有企業よりも悪いこと、党弱体型国有企業の業種独占が企業業績の低下をもたらす等の仮説が実証されている。このようにして、企業業績向上の視点から国有支配業種の規制撤廃、党・企業経営の分離、私有化及び経営者への事実上の所有権移譲をとともに実施することの必要性が論じられている。改革が漸進的であり、WTOへの加盟により市場への参入規制が撤廃されるという前提の下での今後の国有企業改革について、民間資本の産業参入の自由化、党と企業経営の分離、法的私有化という経路ないし優先順位が示されている。

最後に、結び「『社会主義市場経済システム』と中国の見方」において、中国では公式的に「社会主義市場経済システム」が初歩的に構築されたとされている（中国共産党第16期全国代表大会の江沢民政治報告）ものの、国有企業改革の方向と関わり、中国政治・経済は一つ重要な局面を迎えているという論文の分析結果が示されている。

#### 〔論文審査の結果の要旨〕

本論文は以下の点で優れた内容を示している。

現在中国経済の基本システムとされている「社会主義市場経済システム」の経済学的分析という極めて重要な研究課題に対して、本論文独自の方法によって正面から取り組み、同システムの合理性ないし非合理性を論じている。「社会主義市場経済システム」についての先行研究は、市場経済システムにおける「開発独裁」との類似性、「社会主義」と「市場経済」との両立可能性などについて議論してきた。それらを踏まえつつ、本論文は、国有株式上場会社の大量の企業実績や経営者に関するデータが利用可能という新たな条件を生かし、企業の所有権の配分、および企業経営に対する共産党の関与などが、企業業績にどのような影響を与えているかを実証分析している。その際、近年新しい経済学分野として展開を見せている O. Hart, H. Demsetz らの「不完備契約理論」と中国経済の現実を背景にした、多数の独自の分析モデルが構築されている。

本論文の中心部分をなす、膨大な財務データや経営者に関するデータの加工を通じ、中国の上場株式会社と親会社との役員人事、株式所有面の関係、経営者の株式所有や経営報酬、経営者と共産党組織や従業員組織との人的つながり、それらと企業業績との連関の強弱・有無など、それ自体として中国経済と中国の代表的企業の実態に迫る貴重な研究成果が示されている。

本論文がデータ収集の対象とした株式会社自体の成立過程そのものについても、『中華人民共和国国務院公報』や、各種年鑑、先行研究を基にして、独自の分析がなされている。10年間にわたって進行している本格的株式会社制度の導入過程がその前史を踏まえて分析されるとともに、改革開放以降の中国社会主義経済体制理念の中で株式会社制度がどのように受容されてきたのかが、経済学者の論争と制度構築の過程を通じて論じられている。株式会社における党委員会の大きな役割や経営者支配という特徴が、中国の政治社会体制の根幹である社会主義理念とのかかわりで形成されたこと、他方、その過程で社会主義理念そのものが、重要産業における国家多数株支配という概念を中心としたものに変容していったことが実証されている。貴重な研究成果であるとともに、本論文で展開されるデータ分析の意義を深めている。

中国経済の根幹を成す国有上場株式会社において進行している「事実上の私有化」を、「法的な私有化」まで進めることが企業業績の向上にとって意義が大きいこと、また、今後の企業改革として、民間企業の産業参入の自由化、党と企業経営の分離、法的私有化の実現という経路が望ましいという、本論文の結論は説得的である。なお、共産党の支配が企業業績にマイナスの影響を与えていることは、現地調査や理論的考察によってされてきた。本論文は、共産党の一党支配の強弱と国有企業、民間企業との関係などを解析している点でインパクトをもち、オリジナリティがある。ただし、企業の「法的私有化」という結論に至るためには、所有論についての従来の幅広い経済学研究に対する言及と、本論文が所有を残余請求権と残余決定権として捉えることの意義と限界についてのより詳しい検討が必要であり、現実の国有企業が果たしているさまざまな経済的役割の考慮も必要である。また、本論文のデータ分析を代表的企業についてのヒアリング調査などの実態で検証すること、モデル分析における各章の統一性を高めることと、前提となるストーリーをより明確に叙述すること、中国企業の所有についてのいくつかの章での重複した叙述を改善することなどの課題も存在するが、主として今後の研究に対する期待であり、本論文の評価を左右するものではない。

本論文を構成する諸章は、関連学会の全国大会等で報告され、その査読つき学会誌である『アジア研究』（アジア政経学会）、『中国経済研究』（中国経済学会）、『中国経営管理研究』（中国経営管理学会）などで既公表、あるいは掲載決定済みの諸論文等を再構成したものである。また、第5章の基礎となった研究に対しては、2003年度富士ゼロックス小林節太郎記念基金『在日留学生研究助成』奨学金を受給している。本論文を構成する諸研究に対して高い評価が寄せられていることを付記する。

以上の検討により、審査委員全員一致して本論文が（課程）博士の学位にふさわしい論文であると評価した。

#### 〔試験または学力確認の結果の要旨〕

2005年2月14日に、本論文の公聴会が開かれ、学位請求者より論文の概要が報告され、それに関する議論がおこなわれた。主な論点は、①通常の市場経済における経営者支配は株式所有の分散が前提であるにもかかわらず、論文では株式所有の集中の下で論じていることについての説明、②実証分析の各章で、理論モデルと実証モデルのつながりが不明確な点、内生問題に関する考慮がなされていない点、であった。学位請求者は、それぞれに対して、中国経済の現実並びに分析対象等との関連などの説明を含む的確な応答をなした。本学位請求者は、本学学位規程第18条第1項該当者であり、本論文の水準の高さおよび公開審査会における質疑応答に基づいて、本学位請求者が十分な学識を有し、課程博士学位に相応しい学力を有していることが確認された。外国語能力についても、論文における多数の引用などから十分にその力量を有するものであることが認められる。以上の理由から本学学位規程第25条第1項に基づき試問を免除した。

以上の諸点を総合し、審査委員会全員一致で、本学位請求者に対し、博士（経済学 立命館大学）の学位を授与することを適当と判断する。

審査委員会	主査	立命館大学経済学部教授	松野	周治
	委員	立命館大学経済学部教授	田中	宏
	委員	立命館大学経済学部助教授	坂田	圭

## 現代中国税制の研究

——中国の市場経済化と税制改革——

中国・吉林大学外国言語文学学部

日本語文学学科 1982年7月 卒業

曹 瑞 林

学位の種類 博士（経済学）  
 授与年月日 2004年9月17日  
 学位授与の要件 本学学位規程第18条第2項

## 〔論文内容の要旨〕

1) 曹瑞林氏の学位請求論文『現代中国税制の研究——中国の市場経済化と税制改革——』は、現代中国税制の成立と展開、税体系や主要税の特徴、問題点の分析にもとづいて、その基本的性格を総括するとともに、改革の諸課題を解明することを目的とする。それは以下のように序章、第Ⅰ部（1～4章）、第Ⅱ部（5～7章）と終章から構成される。

序章 研究の課題と方法

第Ⅰ部 市場経済への移行と税制改革

第1章 中国税制の全体像

第2章 市場経済への移行と現代税制の形成

第3章 国有企業の会社化と税財政

第4章 分税制改革と地方税制の成立

第Ⅱ部 主要税の現状と課題

第5章 付加価値税・サービス消費税

第6章 企業所得税

第7章 個人所得税

終章 中国税制の展望

以下、順を追って内容の要旨を述べる。

2) 序章ではまず、本研究は2つの意義を持つとする。第1に中国の税制改革が市場経済への移行を図る経済改革の一環であり、基本的な政策課題の1つであること、第2に税体系や主要税、国と地方の税源配分の特徴や課題は中国が移行国であり、発展途上国であるという性質に規定されているが、その経済学的解明が求められていることである。そして具体的な課題として「市場経済への移行と固有の租税制度創出との相互関係の検証」「税体系や主要税の特徴や課題を市場経済化との関連で分析し、その基本的性格を規定すること」「税体系や主要税の改革の方向、課題を提示すること」「国・地方の税源配分の分析と評価」をあげる。次いで研究の方法として、これまでの研究成果の摂取をふまえ次の4点を示している。すなわち、①中国税制の特徴、性格、課題を市場経済化との関連において分析する、②税制が中国経済の途上国的特徴を刻印されてい

るので、税体系や主要税をこれと関連づけて分析する、③租税原則の視点から改革の方向、課題を提示する、④国と地方の税源配分や地方税制を省や大都市が税の徴収においても実質的に強い権限と責任を持っている点に着目して分析すること、である。そしてこの方法にもとづいて第1部で、現代中国税制の成立と展開が市場経済化や経済改革と密接な関連を持ち、相互に作用してきたこと、第2部で4つの主要税の特徴と改革課題が解明される。

### 3) 各章の要旨

第1章では税収構造の分析から、現代の中国税制が付加価値税、サービス消費税、企業所得税を基幹税とすること、個人所得税が次第に地位を高めていること、これらを個別消費税、流通税など多数の税目が補完する体系となっていることを示す。ついで主要税の特徴をあげて、第2部における詳細な展開の導入としている。ついで中国における租税の分類や20を超える補完的諸税について簡潔な紹介、説明を行うとともに、租税の理論にもとづいて税体系と租税の分類を示している。そしてこのような税システムや主要税の特徴は中国が移行国であり、発展途上国であることに根ざしていること、また長期的に先進国の現代税制に収斂していくと考えられることを指摘する。

第2章は「第1節 改革開放政策と84年税制改革」「第2節 市場経済化の進展と94年税制改革」から成り、現代中国税制の生成過程を分析する。第1節では「利改税（利潤上納制から租税納付制への改革）」と呼ばれた国营企業課税改革を中心とする84年の税制改革が、改革開放政策の進行とともに必然的になったことを示し、複雑な内容をもつ「利改税」の実施過程やその評価を行っている。すなわち、国营企業への所得税の適用によって政府と企業との分配が基本的に租税を介することになったこと、未成熟ながらも企業所得税と消費流通課税を中心とする税制が形づくられ、租税国家化に大きく前進したことがある半面、国营企業に関して追加課税である調節税が設けられたこと、付加価値税の課税対象が大変狭小であるなどの限界があったとする。第2節では、94年改革が市場経済化を本格化させる経済改革の一環として実行されたこと、内容の適切な紹介、解説にもとづいて企業所得税と一般的消費課税を柱とした税体系が確立し、中国の租税国家化が達成されたこと、国内企業所得税の統一や付加価値税の大幅な対象拡大によって税の公平性が改善されたことなど重要な意義を持つことを明らかにしている。

第3章は、国有企業の会社化政策と税財政との関係を分析する。ここではまず、経済改革の最重要課題の1つである国有企業改革について、先行研究に学びながら80年代から90年代初めにかけての経営自主権拡大政策が限界に突き当たったこと、90年代中葉以降「現代企業制度の確立」という目標の下に会社法（「公司法」93年12月公布）が制定され、「会社化（株式会社、有限会社）」政策が展開されたことを示す。ついで「万千百十計画」や具体的事例を検討しつつ、その後における会社化の急速な普及は、それが生産性向上に顕著な成果をあげたからだとする。そしてこの会社化政策は政府と経済主体（企業）の分離、相互自立化（「政企分開」）を可能とする強力なテコである、安定的な租税制度の支柱となっている、他方これは財政構造に目立った変化をもたらさず、つまり財政活動が本来的な行政的活動に特化していく基礎である、と結論づけている。

第4章では、94年の税制改革の一環として実施された「分税制」の分析と、これにもとづいて成立する地方税制、具体的には省と大都市の税制に関する事例研究がおこなわれる。「分税制」とは税を中央税（国税）、地方税、中央地方共有税に区分し、中央・地方間の税源配分を行うと

ともに、これによって中央、地方各政府の役割分担を明確化しようとした改革をさす。それは直接的には財政請負制によって低下した中央財政の地位を回復することをねらいとしていたが、他面では地方税制の成立をもたらし、地方財政の法制上かつ実質的な自立性強化をもたらした、とする。そして、この改革が意味するのは行財政の効率性、つまり地方的な行政について地方（省、大都市）が責任を持つほうが効率性において優れていることを事実上承認したことであるとする。ついで、この「分税制」の実態はどのようなものであるかを中国東北部の遼寧省、および同省大連市の事例に基づいて検証する。ここでは財政や税制に関する資料的制約のある中で、地方財政の理論にもとづいて支出面、財源面での特徴を整理、総括して、地方税制の成立を基礎に行財政が自立性を高めたこと、行政的活動と営利的経済活動が分離しつつあることを描き出している。

第2部は3つの章からなり、第1部の総体的分析を基礎とした4つの主要税の特徴や問題点、改革課題についての研究である。

第5章は「付加価値税・サービス消費税」と題し、現代中国税制において最も重要な地位にあり、かつ一般的消費課税である2つの主要税を分析する。付加価値税（中国語表記：増値税）は84年に導入されたが、課税範囲も小さく、不完全なものであったが、94年の税制改革で抜本的に改善され、90年代半ばから全税収に占めるウェイトが第1位にある。サービス消費税（中国語表記：営業税）も84年に導入され、第3次産業の拡大とともにその地位を高め、これら2つの税収入は税収全体の50%前後を占めてきた。これをふまえて、その導入、成熟の課程、現行の仕組みを手際よく整理し、付加価値税や一般的消費課税に関する先進諸国の経験や研究成果に学びながらその中国的特徴や課題、それらと市場経済化や経済改革との関連を検証した。ここでは中国の付加価値税が資本財の控除を認めていない総生産型付加価値税である、付加価値税とサービス消費税が並存し、商品とサービスが異なる方法で課税されているなどの問題点があることを明らかにする。それらは日本やEU諸国のそれとの重要な違いであり、洗練されたものへの過渡的性格であるとともに、同時に改革の課題になっていることを明らかにしている。

第6章では直接税において首座にある企業所得税が対象とされる。その税収におけるウェイトは年度によって変動があるものの、15%前後を占める。ここではその成立過程やその背景を概観した上で国内及び外資系の2つの企業所得税の仕組みや構造的な特徴を明らかにするとともに、先進工業諸国、特に日本の法人税との比較を念頭におき、その問題点や改革課題を示している。具体的には問題点ないし過渡的性格が、2つの企業所得税の並存、国内企業所得税が事実上法人所得税と非法人所得税という2重の性格を持っていることなどに表れているとし、主要な改革課題として会社化していない大量の国内企業における損益計算の厳密性、課税所得算出の正確性を改善すること、70%に近い非会社化企業の会社化の促進、内外企業所得税法の統一、企業所得税の法人税への移行をあげる。

第7章は、94年改革でようやく1つの税法の下で中国人と外国人両者の所得に課税するようになった個人所得税を対象とする。その税収全体におけるウェイトは95年でもまだ2%程度にすぎず、税制における地位は低かったが、市場経済化の進展、個人所得水準の上昇を反映して年々上昇し2001年には6%を超えるに至っている。ここでは、地位を高めつつある個人所得税についてその成立と展開、先進諸国のそれと比較したときの違いや過渡的性格やその理由、改革課題が明らかにされる。具体的には、これが11種類の所得に対する分類所得税であること、税率構造が2

つの累進税率と比例税率の3本立てであること、大部分地方税とされているが、地方ごとに課税ベースが異なるなどの特徴があり、それらは同時に改革を要する問題点であるとする。しかもそれらは市場経済システムが未成熟であること、また税務機構や税務行政の未整備に根因があることを示す。その改革方向はあらゆる所得種類について課税ベースを拡大し、課税の仕組みに透明性の確保を図ること、所得格差の拡大傾向を考慮して所得再分配機能を強化することであるとし、超過累進税率の一本化、定額所得控除の引き上げ、給与所得への年末調整の導入などの改革案を提示する。

終章は本研究のまとめであり、中国税制の基本的性格は2点に総括できるとする。1つは移行国的途上国的性格であり、この両面は概念的に区別されるものの、ほとんどの場合一体的であると強調する。第2は現代税制への過渡的性格にあるとする。すなわち、それは税体系や主要税の問題点を解決する改革の方向や課題が先進諸国の洗練された現代税制の仕組みや税務行政のありかたをめざしており、現在なおその過程にあることを意味する。そのうえで税制改革の方向は公平、明確の両租税原則を重視して税制の首尾一貫性、透明性を高めることであるとし、税務機構、税務行政を改善するための諸課題、税体系、主要税の改革課題を簡潔に要約して、本研究を結んでいる。

#### 〔論文審査の結果の要旨〕

A 4版180頁(28万字余)に及ぶ本研究は、以下の諸点においてきわめて優れており、税制の経済学的研究に新しい学術的知見を加えたものとして高く評価できる。

第1に、この研究は現代中国税制の性格や課題について市場経済化や経済改革との関連において総合的に解明した先駆的研究であるとともに、完成度もきわめて高いことである。中国税制全体に関する経済学的研究は、日本語文献としては存在しない。また税制に関する中国語文献の多くは制度の紹介、解説にとどまっており、税体系や主要税の性格や課題が市場経済化との関連において研究されているとはいえない。この事情は、計画経済の下で市場システムに固有の税制、つまり政府と経済主体(企業、家計)の分離を基礎とした税制が存在せず、現代中国税制がようやく1990年代中葉に明確な形をとって生成したばかりであるために、中国におけるその研究史が短く、研究上の蓄積も少ないことによる。

第2に、中国税制が移行国的途上国的性格と現代税制への過渡的性格を有することを税制の成立過程、中央・地方の各税制、税体系、主要税の特徴や問題点について明らかにし、これをふまえて今日の中国税制が直面する課題や改革の方向を整合的に展開したことである。本研究はこの2つの性格が税体系、及び4つの主要税、付加価値税、サービス消費税、企業所得税、個人所得税において明瞭に表れていることを理論的実証的に示すことに成功している。税体系においては基幹税の構成自体、また整理を要する多数の諸税が存在することにそれを見出している。また上記2つの性格は一般的な消費課税が付加価値税とサービス消費税からなり、課税方法も異なること、企業課税では外資系、国内の各企業所得税が存在し、課税の内容に重要な違いがあること、個人所得税では不完全な分類所得税であることに顕現していることを、租税の理論や先進国税制との比較の視点から説得的に展開したといえる。

第3に現代中国税制研究の独自の方法を開発し、これを税体系や主要税の分析に貫いているこ

とである。すなわち、経済手段の国有制を基礎とした計画経済においても「税制」という名の制度は存在したが、政府の収入調達という点では補助的役割しか有せず、市場経済下のいわゆる「固有の税制」とは本質的に異なる。このため市場システムを基本とする経済システムへの移行、転換において、これに適合的な「固有の税制」の創出が不可欠となるが、ここでは経済主体（企業、家計）と政府の分離、相互自立化（特に国有企業の会社化）が梃子になるとする研究の方法である。これに沿って税制や主要税の特徴が総括され、改革課題を導出しているのであり、この点本研究の顕著なオリジナリティであるといえる。

第4に、本研究は中国税制に関してはもちろんのこと、移行国、発展途上国の税制研究を進展させる上で大きな貢献であると評価できる。わが国におけるこの分野の本格的な研究は近年のことに属するが、本研究はその数少ないものの1つであり、その公刊後は移行国、途上国税制研究の必読文献の1つとなるであろう。

これらの成果にもかかわらず、避けられなかったいくつかの不十分さがあることも事実である。1つは中国税制の国際的側面が独立の論点ないし章として取り上げられていないことである。たしかに外資系企業所得税や付加価値税の輸出還付問題などについて貴重な言及があるが、対中直接投資がいつそう拡大する中で移転価格税制など国際課税の重要性が高まっていることを考えると、今後この点の研究が求められる。

第2に、税務統計上の制約があるとはいえ、主要税の分析が全国統計にもとづく検討にとどまっており、産業別、個別の省レベルでの分析にまで及んでいない。

第3に、中国は「社会主義市場経済システムの構築」という歴史的挑戦をしているが、その下での税制はどのような特徴を持つかについての展望や理論化は必ずしも明確ではないことである。この問題は社会主義市場経済の概念規定と深く関わっており、決して容易な課題ではないとはいえ、掘り下げた研究が望まれるところである。

しかしながらこれらの点は、むしろ今後取り組むことが期待される研究課題というべきであり、本研究の学術的価値をいささかも減ずるものではない。

以上の審査結果から、本論文は立命館大学学位規定18条第2項に定める博士（経済学）学位を授与するにふさわしい研究であると評価する。

なお、本研究は日本学術振興会の助成を受けて、(株)御茶の水書房（東京）において出版作業中であり、2004年10月に公刊される予定であることを付記しておきたい。

#### 〔試験または学力確認の結果の要旨〕

日本財政学会、日本地方財政学会の入会資格は修士課程修了、またはこれと同等以上の学力を有することにあるが、申請者はその専門分野であるそれらの学会の会員である。また申請者はこの両学会で計3回の研究報告を行っており、そのうち日本財政学会27回大会（2000年度）における報告はこの大会における優れた研究の1つと評価され、『租税研究』誌（2000年12月号）において紹介されている。

申請者は本学経済学部（中国経済論、1997年）及び経済学研究科（外書購読、2000年）において専門科目を担当したほか、静岡大学（2000年）、大阪経済法科大学（1999～2001年）において専門科目（中国経済論）担当の経験を持つ。また申請者は来日するまで、中国・大連市の東北财经大学

において講師、助教授（日本語、外書購読担当）を歴任している。

本研究は中国語、日本語の文献、資料の検討、引用を行うとともに、一定の英語文献の検討を行っており、それらはいずれも適切である。したがって、申請者に対し語学試験等の学力試験を免除することが適当であると判断した。さらに学位請求、審査にかかる公聴会（2004年7月26日）において、本研究に対する出席者の質問、コメントに丁寧、的確に回答しており、十分な専門分野の学力を持つことを確認したため、立命館大学学位規程第25条第1項を適用して、その確認を免除することとした。

以上のような論文審査の結果と経過を踏まえて、本学学位規程第18条2項により、申請者に博士（経済学 立命館大学）の学位を授与することを適当と認める。

審査委員会 主査	立命館大学経済学部教授	内山 昭
委員	立命館大学経済学部教授	浅田 和史
委員	立命館大学経済学研究科助教授	宮本十至子

## 市民社会と協会運動

——交差する1848/49年革命研究と市民社会論——

専修大学大学院経済学研究科博士課程西洋経済史専攻 1981年3月 単位取得退学

村上俊介

学位の種類	博士（経済学）
授与年月日	2005年3月11日
学位授与の要件	本学学位規程第18条第2項

### 〔論文内容の要旨〕

市民社会論は、戦後日本の社会経済史学がとりくんだ最大のテーマの一つであり、かつまた近年、グローバリゼーションの展開に対する国際的な市民運動の展開、国民国家の後退といわれる事態、NPO/NGOの台頭などの現象を受けて、内外の社会科学の諸領域においてふたたび大きな注目を集めている。本論文は、とくに1970年代、マルクスの『経済学批判要綱』の解釈をめぐる闘わされた日本における市民社会論、そして同じく1970年代以降、ドイツにおいて展開した市民社会史研究の検討を踏まえつつ、1830/40年代のドイツにおける協会運動（＝生成期市民社会の具体的な形態）の実証分析を行い、市民社会論の今日的意味を探ろうとするものである。全5章から成る本論文の要旨は以下の通り。

まず第1章では、1970年代の日本における経済学的市民社会論の検討がなされる。この時期に現れた諸研究は、戦後日本の市民社会研究の一つの頂点を成すものと言いうるが、しかし、1990年代後半から再度活性化しつつあるわが国の市民社会論において、それが十分に咀嚼されているとはいいがたい。村上氏が主たる検討対象とするのは、1970年代の経済学的市民社会論を代表する平田清明および望月清司の研究である。両者とも、『経済学批判要綱』、『資本論』を中心とするマルクスの著作の読解という共通の基盤に立ちつつ、しかし、そこから両者が描き出す近代市民社会形成の歴史的プロセスの像は対極的と言いうるものであった。すなわち平田は、アジア的・ローマ的・ゲルマン的というマルクスの言う本源的共同体の3形態のうち、最後のゲルマン的（封建的）形態のうちに「個人が『自立した所有者』として他者に関係する」市民社会的関係の原基を見ようとする。歴史具体的に言えば、とくに中世封建制下の都市ギルドにおける市民関係のうちに、平田は近代市民社会の原型を見るのである。これに対して望月の場合は、封建制下でこれに対抗しつつ形成されていった自営農民たち、彼らの形成する分業・交換社会こそが近代市民社会につながる系譜であり、封建制は、こうしたプロセスを阻害する打破すべき要因と捉えられる。平田・望月両者のテキストの読み込みにもとづく村上氏のこうした整理は鮮やか、かつ説得的である。さらに村上氏は、以上のような検討のなかから、本論文が基礎とすべき市民社会の概念規定を析出する。「労働に基づく所有を体現する諸個人の商品交換を通じた関係概念」という規定がそれである。

第2章では、1970年代以降のドイツにおける市民社会史研究が、日本の市民社会論と対比しつ

つ論じられる。現在まで続くこの研究は大きく2つの潮流に分かれている。一つはユルゲン・コッカに代表される立場で、中世都市の市民と近代市民社会とを異質かつ対立的なものとして捉え（望月との照応関係）、さらに、「自由と平等の原則に立脚し、理性に準拠した諸個人の共生」という市民社会のヴィジョンに、「未完のプロジェクト」、今日なおめざすべき規範としての意味が託される。これに対してローター・ガルに代表されるいま一つの潮流は、伝統的都市市民層と近代市民層との二分法的対置に反対して、「古い市民層」の新しい時代への適応力を強調する（平田との照応関係）。ドイツにおける研究状況の村上氏による紹介はよく目配りが効き、評価は的確である。

ところで、第1章で措定した「関係概念」としての市民社会概念に立脚するとき、そうした市民社会関係の具体的現れとして注目されるのは、市民の自発的連合体としての「協会 Verein」である。第3章・第4章において村上氏は、1830/40年代のいわゆる「三月前期」および1848/49年の革命期におけるドイツの協会運動の実証的分析を行う。

第3章の対象は、協会運動が一举に活性化した「三月前期」のドイツである。1832年のハンバッハ祭（ドイツ統一と市民的自由を求める大政治集会）のイニシアティブをとった「出版・祖国協会」に関するコーネリア・フェルスターの研究、1840年代から革命期にかけてのライン・マイン地方の政治的諸協会に関するミヒャエル・ヴェッテンゲルの研究など、ドイツの諸研究に依拠した協会運動の分析を通じて村上氏は、この時期の協会運動が、まさに「自覚的な個人の結合体としての市民社会」の原型を具現化したものであること、無定形な民衆暴動と政治的運動をつなぐ媒体としての役割を果たしたことを確認する。

第4章では、文書館史料や新聞・パンフレットなど一次史料を活用しつつ、革命期のザクセンを対象とする分析がなされる。旧東ドイツ領内に位置したザクセン王国の革命については東ドイツの歴史学者による研究が存在するが、本章の分析は、共産主義者（とくにマルクス）や労働者の活動を過度に強調するマルクス主義歴史学の偏りを正す内容となっている。村上氏が注目するのは、ザクセンにおける革命の中心となった「祖国協会」、「ドイツ協会」という二つの組織であり、その成員構成やプログラムの分析から、民主主義者対自由主義者の対立と通常理解される両協会の違いはさほど明瞭でなく、むしろ行動の現場における急進派と穏健派の相違というほどのものであったことが明らかにされ、「自由主義者の裏切り」による革命の挫折という図式的評価の一面性が指摘される。さらに本章では、ポーランドおよびシュレスヴィヒ＝ホルシュタイン地方の帰属をめぐるフランクフルト国民議会の議論が詳細に分析され、ナチス支配につながるナショナリズムが「三月前期」以来の自由主義運動のなかにすでにビルト・インされていたことを明らかにする。

最後の第5章では、革命150周年にあたる1998年に刊行された大量の1848/49年革命史研究やシンポジウムの記録等を素材として、1848/49年革命の今日的意義についての考察がなされる。ドイツにおける同革命の研究には、村上氏によれば3つの傾向が見られる。すなわち、1) ワイマール憲法から1949年の西ドイツ基本法につながり、1990年の統一後あまねく行き渡ることになった自由主義・民主主義の出発点としての1848/49年革命という捉え方、2) ヨーロッパ革命の一部としての革命という捉え方、3) 「大きな物語」を拒否して、社会史的・文化史的研究を進めようとするもの。このうち第1の傾向は、革命の「挫折」にドイツにおける近代の歪みの重要な一因を見、ドイツ近代の負った「負の遺産」からナチス支配を説明しようとする「特殊な道」論の

否定につながる考え方である。また、第2の傾向においても、ナショナルなレベルでなく地域・地方を単位としてヨーロッパ規模での比較を行うべきである、という方法上の立場から、ドイツというナショナルな単位を問題とする「特殊な道」論は退けられる。最後の第3の傾向においては、多様な諸動向・要因から成る「多様な諸革命」という見方が前面に現れ（「市民革命」の要素は、たとえ存在したとしても革命の一側面でしかない）、「挫折した市民革命」を問題とする「特殊な道」論の立場はここでも否定される。このようにドイツの歴史研究者の多くは「特殊な道」論から離れてしまっているが、そうした状況に村上氏は疑念を呈する。氏によれば、「特殊な道」論をめぐる対立の背後には、現代のドイツ社会についての時代診断の相違、すなわち、「市民社会」のコンセプトがすでに実現されていると考える者と、いまだ完全には実現されていないとする者との対立が存在する。村上氏自身は後者の立場に立ち、市民社会プロジェクトの実現を阻害する要因の出現にすかさず警鐘を鳴らすことの重要性を強調するのである。

#### 〔論文審査の結果の要旨〕

日本における市民社会論とドイツにおける市民社会史研究を協会運動を媒介にして接合するという本論文の試みは、両者の接合の必要が常に意識されつつも果たされてこなかったわが国の研究状況のなかで大きな意味をもつものと評価しうる。さらに個別には、以下の点において本論文を高く評価することができる。

- ① 1970年代における経済学的市民社会論の重要な柱を成す平田・望月論争について、近代市民社会形成の歴史的系譜の理解（とくに前段階としての封建制の位置づけ）のうちに両者の主要な対立点があったことを明確にしたこと。この点は、戦後わが国の経済史研究の中心にあった封建制から資本主義へのいわゆる「移行論争」がその後どのような展開を示したか、という研究史の流れの理解にとっても重要な寄与を成す。
- ② 1848/49年革命および市民社会史に関するドイツの膨大な研究の的確な見取り図を提示したこと。村上氏は、ドイツでもわが国でも現在では少数派となっている「特殊な道」論を支持する立場から議論を展開しているが、「特殊な道」論に対する批判を十分に踏まえた上での立論には説得力がある。
- ③ 文書館史料を含む一次史料を活用しつつ、とくに1848/49年革命について、従来の諸研究を修正するいくつもの論点を提示したこと。

もとより問題点、あるいは残された課題がないわけではない。

- ① 大塚久雄、内田義彦、そして平田、望月と連なるわが国の経済学的市民社会論はマルクスの著作を基礎にして展開されたものだが、ただし、日本におけるマルクス研究としては、重要ではあれその一部でしかなく、市民社会論的なマルクスの読み込み自体に対する批判もある。こうした全体的配置のなかに平田・望月論争を位置づける作業が必要であったろう。
- ② 第1章における検討を通じて獲得された「労働に基づく所有を体現する諸個人の商品交換を通じた関係概念」という市民社会の概念規定が、協会運動の実証分析のなかに十分生かされていない。労働—交換過程を基礎とする市民社会概念と、協会運動に関する主として政治的レベルの分析との間に、なお埋め尽くし切れていない距離があるように見えるのである。この結果、日本の市民社会論とドイツの市民社会史研究とを接合するという本論文の企図が、

必ずしも十全には果たし切れぬままに終わっている。

- ③ ドイツにおける協会運動に関する村上氏の分析は、自由主義・民主主義と連なる動向を中心になされている。コルポラシオン（身分制的強制団体）からアソシアシオン（自発的結社）へ、という近代社会成立史についての図式がその背後にあると思われるが、しかし、当該時期に成立した諸協会の政治的方向は、保守やカトリックを含めきわめて多様であり、また、コルポラシオンの関係がアソシアシオンの関係のなかで命脈を保っているという事態もむしろ通例と言いうる。村上氏自身こうした点にふれてはいるが、全体としてみれば、協会運動に関する村上氏の分析は「近代」の側に偏り過ぎているように思われる。

以上の点はしかし、今後さらに深められるべき残された課題であって、本論文の学術的価値を損なうものではない。

以上の審査結果から、本論文が高い水準にあり、博士学位の授与に値すると判断する。

#### 〔試験または学力確認の結果の要旨〕

本論文の審査にあたっては、口頭試問並びに公聴会を2005年2月3日にキャンパスプラザ京都第1講習室で実施し、本論文申請者が博士としての十分な学識を有していることを確認した。外国語についても、英・独語の文献・史料を駆使した提出論文の内容から、立命館大学学位規程第25条第1項から筆記試験等による学力確認を免除した。

以上の諸点を総合的に判断し、博士（経済学）の学位を授与することを適当と認める。

審査委員会	主査	立命館大学経済学部教授	山井 敏章
	委員	立命館大学経済学部教授	角田 修一
	委員	立命館大学産業社会学部教授	有賀 郁敏